

広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止し、又は制限する区間及び区域の指定の変更について

道路に係る屋外広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止し、又は制限する区間を次のとおり変更する。

変更							
道路名	区分	条例第3条第1項第5号の区間(禁止区間)	条例第3条第1項第6号の区域(禁止区域)	条例第5条第2項第1号の区間(許可区間)	条例第5条第2項第2号の区域(許可区域)	延長	理由
一般国道23号	追加	豊橋市境から名古屋市境までの区間	豊橋市境から名古屋市境までの路端から100メートル未満までの区域		豊橋市境から名古屋市境までの路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域	9.1kmを追加	一般国道23号豊川為当ICから蒲郡IC間の開通のため。
県道豊橋幸田線	変更	蒲郡市大塚町十能地内一般国道247号との交差点から同市三谷町小迫地内市道三谷東14号線との交差点までの区間	蒲郡市大塚町十能地内一般国道247号との交差点から同市三谷町小迫地内市道三谷東14号線との交差点までの路端から100メートル未満までの区域		蒲郡市大塚町十能地内一般国道247号との交差点から同市三谷町小迫地内市道三谷東14号線との交差点までの路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域		道路名変更のため。
				蒲郡市三谷町小迫地内市道三谷東14号線との交差点から同市竹谷町前浜地内市道竹谷前浜油井1号線との交差点までの区間	蒲郡市三谷町小迫地内市道三谷東14号線との交差点から同市竹谷町前浜地内市道竹谷前浜油井1号線との交差点までの路端から1,000メートルまでの区域		
一般国道23号	解除						規制の必要性がなくなったため。

現行				
道路名	条例第3条第1項第5号の区間(禁止区間)	条例第3条第1項第6号の区域(禁止区域)	条例第5条第2項第1号の区間(許可区間)	条例第5条第2項第2号の区域(許可区域)
一般国道23号	豊橋市境から豊川市為当町地内県道東三河環状線との交差点までの区間 蒲郡市清田町地内県道長沢蒲郡線との交差点から名古屋市境までの区間	豊橋市境から豊川市為当町地内県道東三河環状線との交差点までの路端から100メートル未満までの区域 蒲郡市清田町地内県道長沢蒲郡線との交差点から名古屋市境までの路端から100メートル未満までの区域		豊橋市境から豊川市為当町地内県道東三河環状線との交差点までの路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域 蒲郡市清田町地内県道長沢蒲郡線との交差点から名古屋市境までの路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域
一般国道23号	蒲郡市大塚町十能地内一般国道247号との交差点から同市三谷町小迫地内市道三谷東14号線との交差点までの区間	蒲郡市大塚町十能地内一般国道247号との交差点から同市三谷町小迫地内市道三谷東14号線との交差点までの路端から100メートル未満までの区域		蒲郡市大塚町十能地内一般国道247号との交差点から同市三谷町小迫地内市道三谷東14号線との交差点までの路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域
			蒲郡市三谷町小迫地内市道三谷東14号線との交差点から同市竹谷町前浜地内市道竹谷前浜油井1号線との交差点までの区間	蒲郡市三谷町小迫地内市道三谷東14号線との交差点から同市竹谷町前浜地内市道竹谷前浜油井1号線との交差点までの路端から1,000メートルまでの区域
一般国道23号			額田郡幸田町大字深溝地内一般国道248号との交差点から同町大字須美地内県道蒲郡碧南線との交差点までの区間	額田郡幸田町大字深溝地内一般国道248号との交差点から同町大字須美地内県道蒲郡碧南線との交差点までの路端から1,000メートルまでの区域

広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止し、又は制限する区間及び区域の指定の変更について

道路に係る屋外広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止し、又は制限する区間を次のとおり変更する。

変更							
道路名	区分	条例第3条第1項 第5号の区間 (禁止区間)	条例第3条第1項 第6号の区域 (禁止区域)	条例第5条第2項 第1号の区間 (許可区間)	条例第5条第2項 第2号の区域 (許可区域)	延長	理由
県道長沢 蒲郡線	変更	蒲郡市新井形町前 道下地内市道前道 下上大内1号線と の交差点から同市 松原町地内市道松 原町竹島町1号線 との交差点までの 区間	蒲郡市新井形町前 道下地内市道前道 下上大内1号線と の交差点から同市 松原町地内市道松 原町竹島町1号線 との交差点までの 路端から100メー トル未満までの区域		蒲郡市新井形町前 道下地内市道前道 下上大内1号線と の交差点から同市 松原町地内市道松 原町竹島町1号線 との交差点までの 路端から100メー トル以上1,000メー トルまでの区域		道路名変更の ため。

現行				
道路名	条例第3条第1項 第5号の区間 (禁止区間)	条例第3条第1項 第6号の区域 (禁止区域)	条例第5条第2項 第1号の区間 (許可区間)	条例第5条第2項 第2号の区域 (許可区域)
一般国道 473号	蒲郡市新井形町前道 下地内市道前道下上 大内1号線との交差 点から同市松原町地 内市道松原町竹島町 1号線との交差点ま での区間	蒲郡市新井形町前道 下地内市道前道下上 大内1号線との交差 点から同市松原町地 内市道松原町竹島町 1号線との交差点ま での路端から100メー トル未満までの区域		蒲郡市新井形町前道 下地内市道前道下上 大内1号線との交差 点から同市松原町地 内市道松原町竹島町 1号線との交差点ま での路端から100メー トル以上1,000メー トルまでの区域